

岬町創業支援利子補給金交付要綱

制定：令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における新たな事業及び雇用の創出を図るため、創業に要する資金を借入れた者に対し、当該借入金に係る償還利子の一部について、予算の範囲内において創業支援利子補給金（以下「補給金」という。）を交付することとし、その交付に関しては岬町補助金等交付規則（平成5年岬町規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補給金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 岬町創業支援事業補助金の交付決定を受けた者であること。
- (2) 日本政策金融公庫又は岬町創業支援事業計画に位置付ける地域金融機関（以下「金融機関」という。）から創業のための資金を借入ること。
- (3) 町内に事業所を有する者であること。
- (4) 町税及び本町が賦課する税外収入金を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係のある団体でないこと。
- (6) 過去にこの補給金を受けていないこと。

(補給金の積算の基礎となる額)

第3条 補給金の積算の基礎となる額は、補助対象者が金融機関から借入れた創業のための資金（借入れた資金の額が500万円を超える場合は、500万円を上限とする。）に係る利子支払額（償還の遅延に係る利子支払い額を除く。）とする。

(補給金の額)

第4条 補給金の額は、前条に規定する利子支払額に、1パーセントに当該借入に適用される年利率で除した割合を乗じて得た額（借入に適用される年利率が1パーセントを超えない場合は

当該利子支払額とする。この場合において、補給金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 前項の利子支払額は、元金返済の据置期間を考慮せず、かつ、借入の行われた日から起算して5年を経過する日までの間における利子支払額とする。

(補給金の交付申請)

第5条 補給金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、岬町創業支援利子補給金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、借入の行われた日から起算して60日以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 金銭消費貸借証書の写し
- (2) 借入に係る利子支払額の償還表
- (3) 同意書(様式第2号)
- (4) 誓約書(様式第3号)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは岬町創業支援利子補給金交付決定通知書(様式第4号)により、適当でないと認めるときは、岬町創業支援利子補給金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補給金の交付に関し必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補給金事業の変更)

第7条 補給金の交付決定を受けた補給金事業の内容等について、変更し、又は中止し、若しくは廃止する場合は、岬町創業支援利子補給金(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を町長に提出し、その承認を得なければならない。

(変更等の承認)

第8条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは岬町創業支援利子補給金(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補給金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、毎年1月20日までに、岬町創業支援利子補給金実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 同意書（様式第2号）

(2) 当該年分の金融機関利子支払証明書（様式第9号）

（補給金の確定及び通知）

第10条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは補給金の額を確定し、岬町創業支援利子補給金交付確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補給金の請求）

第11条 前条の規定により確定通知を受けた補助事業者は、速やかに岬町創業支援利子補給金請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

（補給金の交付）

第12条 町長は、前条の規定により補給金の交付の請求があったときは、速やかに補給金を交付するものとする。

（補給金の停止又は返還）

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補給金の交付を停止し、又は既に交付した補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 創業後5年を経過するまでの間に、補助事業に係る事業を廃業したとき、又は事務所を町外に移転したとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補給金を受け、又は受けようとしたとき。

(4) 補給金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(5) 前4号に掲げる場合のほか、町長が不相当と認めるとき。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、次に掲げる補助金に関する規定については、同日以降もなおその効力を有する。

- (1) 申請期限内に、この要綱の規定によりなされた補助金の手続き。
- (2) この要綱の失効後において補助金の返還等の必要が生じた場合の手続き。